

盛岡市社会福祉協議会

第3期地域福祉活動計画（案）

社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会

第3期地域福祉活動計画策定にあたって

盛岡市社会福祉協議会では、平成18年3月に地域福祉活動計画を策定し、以来20年にわたり地域福祉の推進に努めてまいりました。この間、各地区において継続して地区福祉懇談会を開催し、グループワーク形式のワークショップを実施してきたところであります。その中で抽出された地域福祉の課題を共有・選定し、解決に向けた意見交換をおこなう仕組みが整備されたほか、行政・専門機関・事業者・住民が連携し、支援が必要な人を地域で支える仕組みづくりが進みました。

また、第1期計画の「地域内住民の良好な交流と相互の支え合いによるまちづくり」、第2期計画の「人と人とのつながり共に支え合うまちづくり」の基本理念の下、地域福祉の重要性が市民に広く認識されるようになりました。計画の推進に当たっては、盛岡市の「地域福祉計画」との整合性を図りながら、協働して福祉施策を推進してきたところであります。

一方で、人口減少・少子高齢社会を迎えた現在、地域生活課題の複雑化・多様化、地域活動を担うボランティアや福祉人材の不足などの課題が顕在化しています。また、コロナ禍を経て、テレワーク等に代表される新しい働き方の広がりや生活様式の変化、デジタル化の進行や防犯・プライバシー意識の高まりが地域住民のつながりの希薄化をもたらしているほか、持続可能な活動のためには、財政・人材の制約を踏まえた効率的な福祉活動の展開が求められています。

このような中、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる地域社会の実現には地域住民同士のつながりの再構築が急務と捉え、「共につくり 支え合う 自分らしさとぬくもりのあるまち」を基本理念に掲げ、向こう10年間の地域福祉活動計画を策定したところです。引き続き、第3期盛岡市地域福祉計画（令和7年3月策定）と連携し、市民の皆さんと共に地域福祉の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、多大なるご尽力を賜りました地域福祉活動計画策定委員会委員の皆さんをはじめ、ご協力いただきました多くの市民の皆さんに心より感謝とお礼を申し上げ、ごあいさついたします。

令和8年3月

社会福祉法人
盛岡市社会福祉協議会
会長 谷藤 裕明

目 次

第1章 地域福祉活動計画とは	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の役割	1
3. 計画策定の経過	2
4. 計画の期間・評価及び推進	2
第2章 盛岡市の地域福祉課題	4
1. 国の動向	4
2. 人口と世帯の状況	4
3. 第2期地域福祉活動計画の取り組みの成果	6
4. 地区福祉懇談会 ^(*1)	17
5. 第2期地域福祉活動計画期間10年間に見えてきた課題	18
第3章 基本理念と基本目標	19
1. 基本理念	19
2. 基本目標	19
第4章 各論	21
1. 基本目標1 自分らしく暮らすことのできる地域づくり	21
2. 基本目標2 地域の福祉を共に創るひとつづくり	29
3. 基本目標3 必要な福祉サービスにつながる体制づくり	33
資料編	
1. 第3期地域福祉活動計画策定の経過	37
2. 第3期地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	38
3. 第3期地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	39
4. 第3期地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム設置要綱	41
5. 第3期地域福祉活動計画（案）パブリックコメント実施要領	42
6. 用語解説	44

(*) 資料編 用語解説を参照

第1章 地域福祉活動計画とは

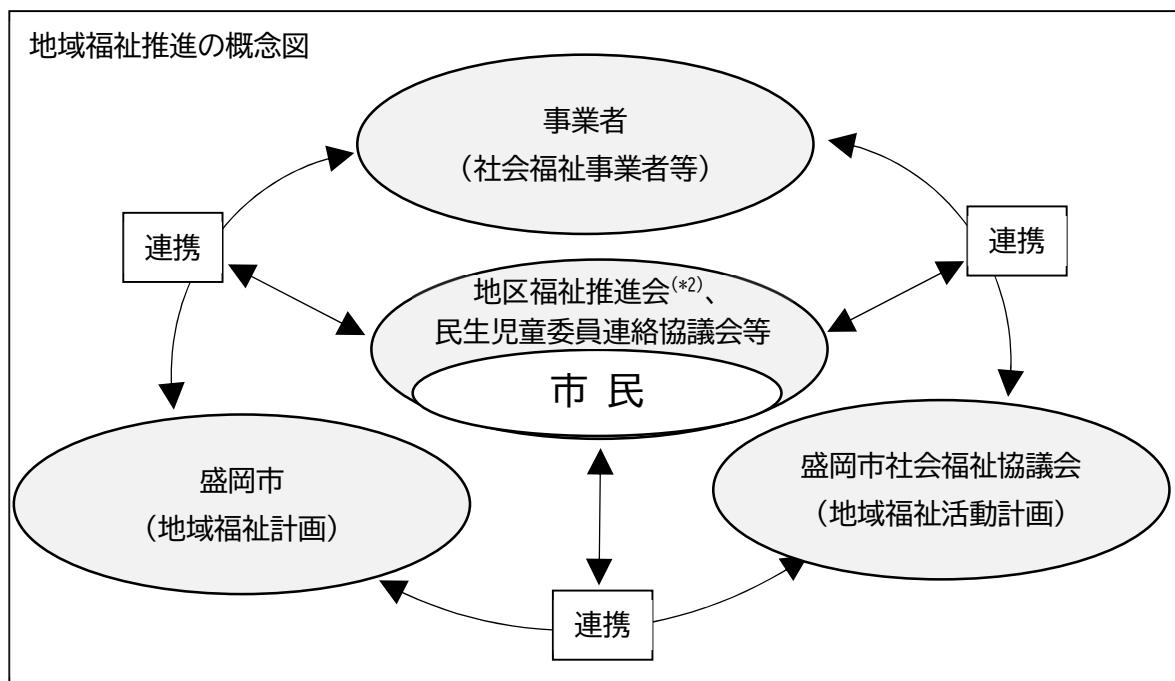
1. 計画の目的

第3期地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）は、「誰もが住み慣れたまちで安心して暮らす」地域社会の実現をめざし、盛岡市社会福祉協議会（以下「盛岡市社協」という。）が計画的に地域福祉を推進するための取り組むべき方向を明らかにするため10ヵ年計画として策定したものです。

また、市民や地域の多様な団体等との連携・協働による活動を促進していくことをねらいとした行動計画でもあります。

これまで盛岡市社協は、社会福祉制度の大きな改革や社会経済情勢がおよぼす地域の生活環境の変化等、地域社会を取り巻くさまざまな福祉の課題の解決に向け、「誰ひとり取り残さない」というSDGsの理念のもと、持続可能な福祉のまちづくりに取り組んできました。

地域福祉の推進を使命とする社会福祉協議会は、その役割を再認識し、市民の福祉活動を今後も支援し、生活・地域課題を解決するために計画を策定し、実践するものです。

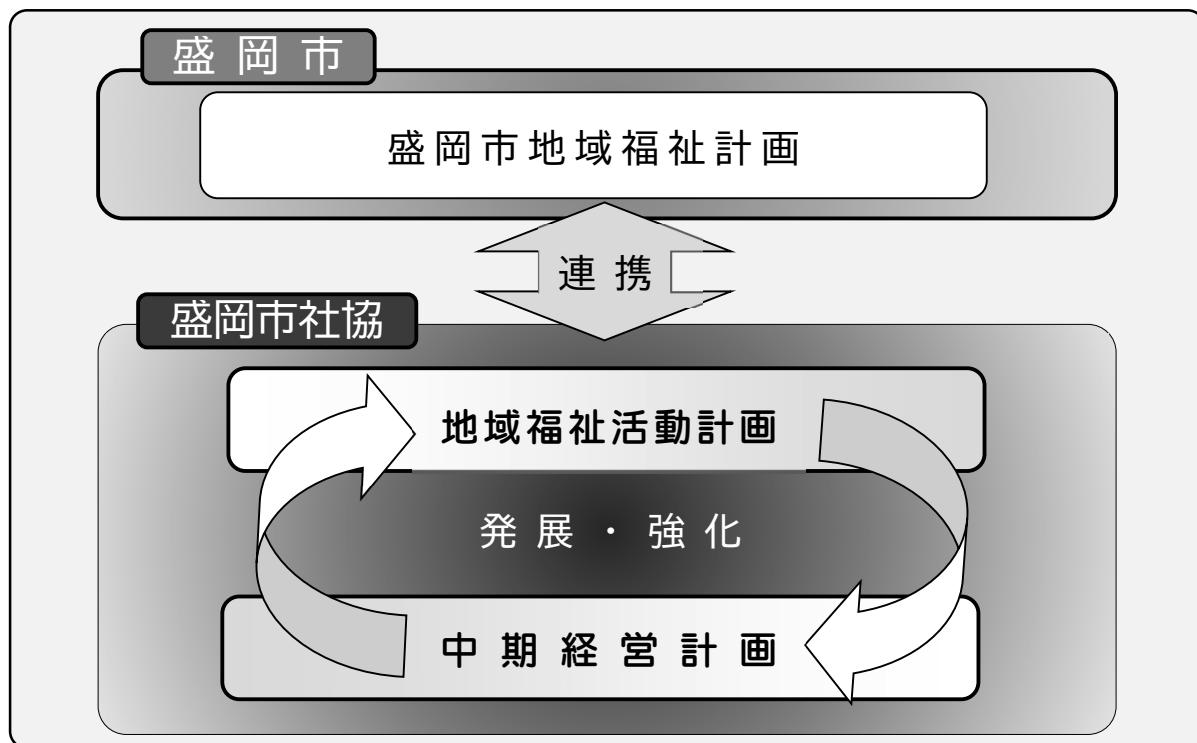


2. 計画の役割

盛岡市は、令和5年度に地域福祉ワークショップを7圏域で実施、また、地域福祉に関するアンケート調査をおこなっており、それらの結果を反映させながら令和7年3月に盛岡市の地域福祉の方向性を示す第3期盛岡市地域福祉計画（以下「第3期市計画」という。）を策定しました。

本計画は、第3期市計画と共に基本目標を掲げ、盛岡市と連携し、同計画との整合を図りながら、地域福祉を推進します。

(*) 資料編 用語解説を参照



3. 計画策定の経過

本計画の策定にあたり、第2期地域福祉活動計画（以下「第2期計画」という。）の最終年度である令和7年度に盛岡市社協内に第3期地域福祉活動計画策定プロジェクトチームを設置し、第2期計画中間見直し以降に実施した事業の評価をおこないました。その結果を基に作成した計画案を、町内会・自治会、民生児童委員、介護、高齢、障がい、こども、ボランティア、NPO等様々な分野の団体、学識経験者、行政職員等で構成する第3期地域福祉活動計画策定委員会において検討し、いただいた意見を基にプロジェクトチームにおいて修正し策定委員会に再度提案するという行程を重ねた最終案について、市民の意見をいただき反映させ本計画が完成しています。

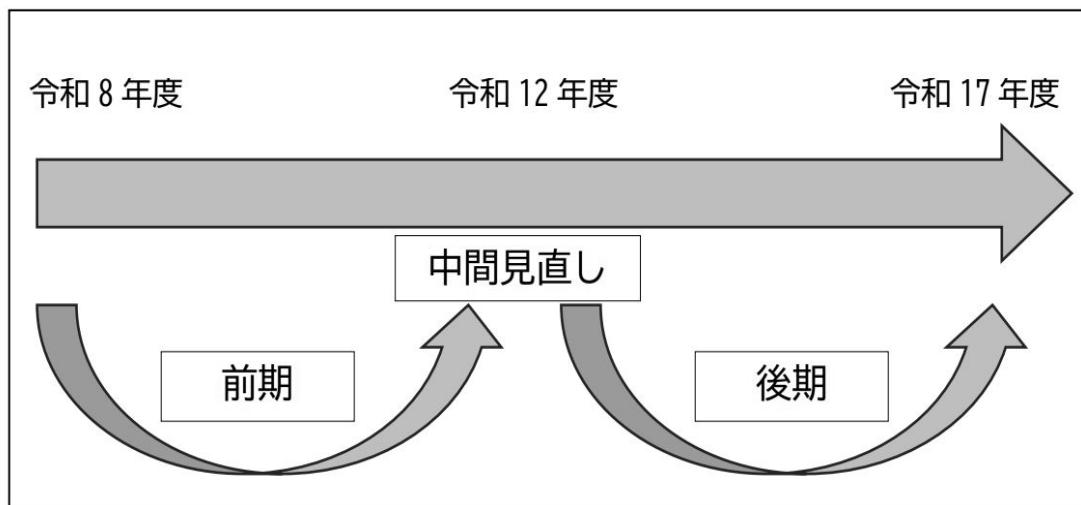
4. 計画の期間・評価及び推進

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10カ年計画とします。

盛岡市が策定した令和7年度から令和16年度を計画期間とする第3期市計画と連携して地域福祉の推進に取り組みつつ、評価項目や基準を明確にし、年度ごとに進行管理をおこない、評価については参加人数や件数など数量的な評価だけでなく、関係する市民、団体へのアンケートなどを実施し、その有効性などを確認していきます。

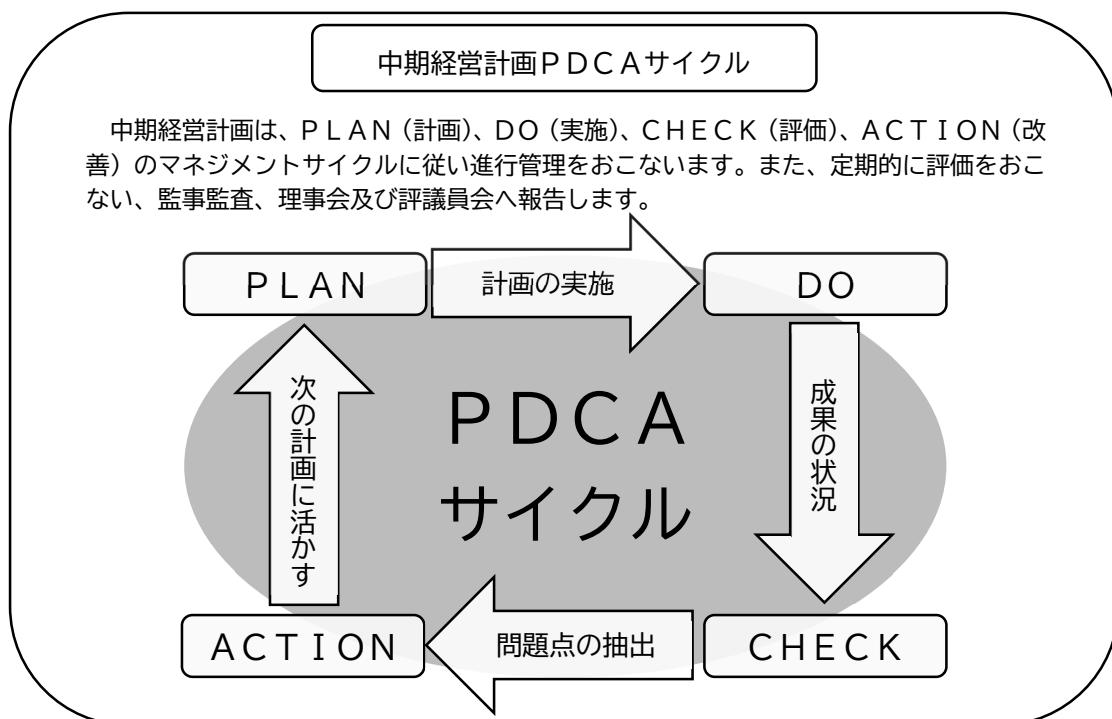
また、そこから抽出された課題の分析を進め、活動計画の取り組みや展開方法について、5年後の中間年度に見直しをおこないます。

(*) 資料編 用語解説を参照



また、盛岡市社協が計画実施の牽引役としての使命を果たすためには、組織基盤の強化・発展が不可欠となることから、中期経営計画により、経営改善などに計画的に取り組んでいます。

中期経営計画は、諸制度や地域福祉課題の現状、地域での取り組み状況、本会の組織体制・事業内容・財務状況などを十分に把握検討したうえで策定され、P D C Aサイクルにより、計画を実践・推進していきます。



(*) 資料編 用語解説を参照

第2章 盛岡市の地域福祉課題

1. 国の動向

国においては、地域における生活課題の多様化・複雑化を踏まえ、分野横断的な支援体制の整備を進めています。令和3年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、この改正により、相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に進める重層的支援体制整備事業が創設され、地域の多様な課題に対応できる仕組みが制度的に示されました。また、令和4年には孤独・孤立対策支援法が施行され、孤独や孤立に悩む人々を誰ひとり取り残さない社会を目指すこととし、令和6年に改正された「社会福祉法及び生活困窮者自立支援法」では、居住支援の強化や地域福祉に関する規定の整備など、地域における支援体制の充実が図られています。これらの法改正は、分野ごとに分かれていた支援をつなぎ、誰もが必要な支援につながる体制を構築することを目指したものです。さらに、令和6年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、すべての人が尊重され、地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を国の基本的な方向性として示しました。

このように、国では、制度や分野の枠にとらわれず、地域の多様な主体が連携して支援を行う体制づくりを進めています。

2. 人口と世帯の状況

(1) 人口推移

盛岡市の人口は平成12年をピークに減少に転じ、人口減少が進行しているほか、高齢者人口の増加と、年少人口の減少が進み、平成12年には65歳以上の人口が15歳未満の人口を上回り、少子高齢化が進行しています。

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
盛岡市	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631	289,731
15歳未満	52,092	46,159	41,928	38,771	36,828	33,602
15～64歳	209,262	208,171	199,632	192,664	182,979	167,894
65歳以上	39,341	48,469	56,177	63,721	73,729	80,035
岩手県	1,419,505	1,416,180	1,385,041	1,330,147	1,279,594	1,210,534
全国	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745	126,146,099

[出典：国勢調査]

※世代別人口は年齢不詳人口を除いているため合計値は盛岡市の人口と合致しません。

(*) 資料編 用語解説を参照

(2) 人口の将来推計

令和 6 年 8 月に盛岡市が推計した将来人口では、人口の減少と高齢化率の上昇の進行が予想されています。

(単位：人、高齢化率のみ%)

	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
人口	283,056	274,458	264,655	253,833	242,161	229,998
15歳未満	30,833	28,167	26,677	25,046	23,691	22,180
15～64歳	166,964	158,400	148,254	135,835	124,783	115,661
65歳以上	85,259	87,891	89,731	92,952	93,687	92,157
高齢化率	30.1%	32.0%	33.9%	36.6%	38.7%	40.1%

[出典：盛岡市総合計画基本構想]

(3) 世帯類型の推移

世帯総数に占める核家族世帯の割合は大きな変動はないものの、夫婦と子供世帯は減少し、夫婦のみ世帯、男親と子供世帯、女親と子供世帯は増加しています。そのほか、単独世帯も増加しています。

(単位：世帯人)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総 数	118,989	124,803	129,128	130,446
親族世帯	77,759	77,688	78,155	76,554
核家族世帯	63,615	64,422	66,640	66,677
夫婦のみ	21,196	22,334	24,336	25,315
夫婦と子供	32,214	30,971	30,823	29,216
男親と子供	1,195	1,273	1,326	1,460
女親と子供	9,010	9,844	10,155	10,686
その他の親族世帯	14,144	13,266	11,515	9,877
夫婦と親	2,270	2,331	2,232	2,054
夫婦と子供、親	6,701	5,773	4,560	3,776
その他	5,173	5,162	4,723	4,047
非親族世帯	812	1,252	1,042	1,125
単独世帯	40,418	45,863	49,931	52,767

[出典：国勢調査]

※ 平成 22 年から「親族世帯」は「親族のみの世帯」、「非親族世帯」は「非親族を含む世帯」に累計が変更されました。

3. 第2期地域福祉活動計画の取り組みの成果

平成28年3月策定の第2期計画では盛岡市が策定した第2期盛岡市地域福祉計画と同一の基本目標とした上で、地区福祉懇談会^{(*)1}の結果などから重点項目を設定し、各種の事業を展開してきました。これまでの取り組み状況は次のとおりです。

【重点項目】	【項目】	【事業項目】
1 お互いが助け合う地域づくり	(1)地域福祉コーディネート活動	①地域福祉コーディネート活動
	(2)地域資源を活用した地域福祉ネットワーク	①地域資源調査
	(3)見守り活動	①シルバーメイト事業 ^{(*)3} ②おげんき見守りシステム ③認知症サポーター ^{(*)4} 養成
	(4)支え合い活動	①日常生活支援 ②地域支え合いマップ ^{(*)5} の作成 ③防災訓練支援
	(5)ボランティア・市民活動の推進	①ボランティア・市民活動センター ②ボランティア講座等の開催 ③ボランティア情報交換会、ボランティアまつりの開催 ④ボランティア情報の提供
2 多様な交流の場づくり	(1)交流の場・拠点づくり	①ふれあいサロン ^{(*)6} の開催 ②世代間交流会の開催 ③ふれあい給食会・座談会の開催 ④地域の担い手研修会の開催 ⑤サークル活動の周知 ⑥属性を問わない居場所づくり（新）
3 幅広い層の担い手づくり	(1)福祉教育	①キャップ・ハンディ体験 ②キャップ・ハンディ体験用具の貸出 ③高校生ボランティアスクール ④ボランティア入門講座 ⑤ふくしの学びサポーター養成講座（新）
	(2)日常生活を支援する人材育成	①介護教室 ②医療・保健講座
4 解決しにくい課題への取り組み	(1)困りごとへの対応	①高齢者・障がい者等の制度や分野を超えた相談支援 ②地域資源との連携 ③ひきこもり支援
	(2)相談・支援活動	①心配ごと相談所（中央相談室、都南相談室）の運営 ②生活福祉資金 ^{(*)8} 、助け合い資金 ^{(*)9} の貸付 ③権利擁護事業（日常生活自立支援事業 ^{(*)13} 、成年後見制度 ^{(*)14} 推進支援） ④関係支援機関等との連携
	(3)地域課題への取り組み	①地区福祉懇談会 ^{(*)1} ②地区福祉推進会 ^{(*)2} 活動の活性化 ③学習会の開催

「(新)」 第2期計画中間見直し策定以降に新たにおこなった取り組み。

(*) 資料編 用語解説を参照

重点項目1 お互いが助け合う地域づくり

(1) 地域福祉コーディネート活動

①地域福祉コーディネート活動

複雑化、複合化するニーズを抱え、孤立している方へ制度や地域支援をつなげる地域福祉コーディネーター^(*10)が対応する相談支援件数は毎年増加しており、各福祉分野や関係機関等と連携して課題解決に取り組みました。

また、令和4年度から重層的支援体制整備事業^(*11)を盛岡市から受託し、重層的支援アドバイザー^(*15)や関係機関等と連携して重層的な支援体制を整備しました。個別支援業務が増加している一方で地域福祉コーディネーター^(*10)の増員が進んでいないのが現状です。

【成果指標】

指 標	実績値 (平成 27 年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
地域福祉コーディネーター ^(*10) 配置数	2 人	3 人	3 人	8 人

※ 設置された平成 27 年度を実績値として掲載

(2) 地域資源を活用した地域福祉ネットワーク

①地域資源調査

平成 30 年度に盛岡市社協に第 1 層生活支援コーディネーター^(*16)が配置され、市内 11 箇所の地域包括支援センター^(*17)には第 2 層生活支援コーディネーター^(*16)が配置され、連携をしながら社会資源調査や地域ニーズのマッチングをおこないました。令和 2 年度には第 1 層生活支援コーディネーター^(*16)が盛岡市に移行したことから、盛岡市社協は第 2 層生活支援コーディネーター^(*16)と連携しながら地域資源と地域を結ぶ役割を担っています。

(3) 見守り活動

①シルバーメイト事業^(*3)

地域住民によるひとり暮らし高齢者等の見守り活動であるシルバーメイト事業^(*3)は、各地区福祉推進会^(*2)で取り組まれています。対象者のシルバーや協力者のメイトとも減少している一方、令和 5 年度から導入した、シルバーの同意を必要としない「そっと見守り^(*18)」は増加しています。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
「シルバー」人数	681 人	777 人	614 人	880 人
【参考】そっと見守り ^(*18) 対象者数	—	—	246 人	—
「メイト」人数	934 人	1,065 人	841 人	1,200 人

(*) 資料編 用語解説を参照

②おげんき見守りシステム

ICTを活用した、一人暮らし高齢者が毎日自ら体調を電話で知らせる仕組みです。利用することにより安心感を得られ、万が一の場合は早期発見につながっています。利用者は徐々に増加しています。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
【参考】利用者数	28 人	29 人	35 人	—

③認知症サポーター^(*4)養成

今後、認知症の方が増えていくことが予測され、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを目的として認知症サポーター^(*4)養成講座を市内の地域包括支援センター^(*17)等が地域住民や学校、企業等を対象として開催し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進めています。

(4) 支え合い活動

①日常生活支援

令和元年度に生活支援体制整備事業^(*20)のモデル地区で地域住民対象の支え合い活動に関するアンケート調査を実施し、見前地区では住民主体のゴミ出し支援事業が新たに立ち上がりました。そのほか、居宅介護支援事業所などの相談支援機関から買い物支援等の日常生活支援ニーズが多く寄せられていることを受け、令和 5~6 年度にかけて、玉山支所内で実施している「ふれあいサポートバンク事業^(*19)」の全市版実施を検討しました。

②地域支え合いマップ^(*5)の作成

地域支え合いマップ^(*5)は、地域支え合い推進事業が平成 28 年度で事業終了となった後も各町内会・自治会からの求めに応じて作成支援、更新支援をおこなっています。

③防災訓練支援

杜陵地区では、地区福祉懇談会^(*1)にて「戸建て及びマンション住民の顔が見える関係づくり」をテーマに話し合い、続くマンションサミットで協議を深め、令和 6 年度に「杜陵地区防災ウォーク」を開催し、地震や洪水時における地域内の危険箇所を歩いて確認しました。

(5) ボランティア・市民活動の推進

①ボランティア・市民活動センター

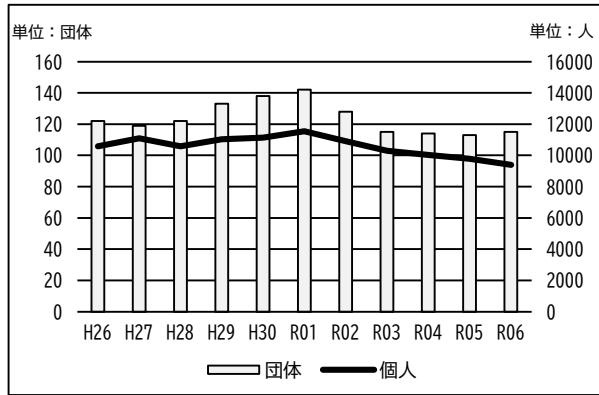
ボランティア・市民活動の促進のため、ボランティア登録・情報提供、ボランティア保険加入手続きをおこなうとともに、令和 6 年度はボランティアニーズ調査を実施し、福祉施設等のボランティアニーズを把握しました。また、令和 6 年 8 月 27 日大雨災害では、災

(*) 資料編 用語解説を参照

害ボランティアセンターを設置しました。ボランティア団体数、ボランティア個人登録数ともに減少しています。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
ボランティア団体登録数	122 団体	142 団体	115 団体	150 団体
ボランティア個人登録数	10,577 人	11,561 人	9,401 人	12,000 人



R6 大雨災害時の活動の様子

②ボランティア講座等の開催

高校生対象の高校生ボランティアスクール、市民対象のボランティア入門講座を開催し、ボランティアの基礎知識の普及に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症が拡大した令和 2 年度以降、参加者数は減少しています。令和 4 年度より新たに福祉教育事業にかかるボランティア養成講座を開始し、延べ 25 名を養成しました。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
高校生ボランティアスクール参加者数	16 人	58 人	57 人	70 人
ボランティア入門講座参加者数	8 人	36 人	21 人	40 人



高校生ボランティアスクール



ボランティア入門講座

(*) 資料編 用語解説を参照

③ボランティア情報交換会、ボランティアまつりの開催

盛岡市ボランティア連絡協議会と共にボランティア情報交換会や研修会・講演会、ボランティアまつりを開催しました。ボランティア情報交換会は各年度でテーマを設定した講座とワークショップを実施し、ボランティアまつりは、ボランティア活動の紹介・交流の場となっていますが、参加団体の固定化や団体構成員の高齢化により、参加団体数は減少しています。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
【参考】ボランティアまつり来場者数	約 300 人	605 人	約 100 人	—
【参考】ボランティアまつり参加団体数	18 団体	27 団体	23 団体	—

※ 開始時値及び現状値はオープンスペースでの開催のため概算の数値となります。



ボランティアまつりの会場の様子



ボランティアまつりでの読み聞かせの様子

④ボランティア情報の提供

社協に相談があったボランティアニーズや助成金情報を、登録団体や個人ボランティアに提供しています。情報提供件数は増加しています。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
【参考】ボランティア情報提供数	25 件	31 件	61 件	—

重点項目2 多様な交流の場づくり

(1) 交流の場・拠点づくり

①ふれあいサロン^(*)の開催

地域住民の交流の場であるサロンは、市内 165 箇所で開催されており、高齢者や子育て世代などを対象として、地区福祉推進会^(*)や町内会・自治会、民生児童委員や住民有志に

(*) 資料編 用語解説を参照

よって運営されていますが、担い手の高齢化やコロナ禍の影響により休止が継続しており、開催箇所は減少しています。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
サロン設置数	174 箇所	214 箇所	165 箇所	230 箇所

②世代間交流会の開催（地区福祉推進会^{(*)2}主催）

異なる世代の地域住民が顔を合わせる場として、地区福祉推進会^{(*)2}が地区の状況に応じながら開催しています。全体的に参加者数は増加傾向ですが、令和 2 年度からは新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響を受け著しく減少した一方、地域行事として定着している地区もありました。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
世代間交流会参加者数	6,738 人	6,818 人	7,788 人	8,000 人

③ふれあい給食会・座談会の開催（地区福祉推進会^{(*)2}主催）

平成 30 年度に地区福祉推進会^{(*)2}補助金交付要綱を見直し、開催回数の制限（年 2 回）を撤廃したところ、令和元年度は参加者数が大幅に増加しました。令和 2 年度は新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響を受け参加者数が減少しましたが、その後参加者数は増加しています。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
ふれあい給食会・座談会参加者数	5,783 人	7,860 人	8,994 人	8,000 人

④地域の担い手研修会の開催

サロン世話人を対象としたサロン世話人交流会の開催やチラシ作成補助等の運営支援、新規立ち上げ支援をおこないました。また、サロン世話人交流会には各地域包括支援センター^{(*)17}の第 2 層生活支援コーディネーター^{(*)16}の参加を呼びかけ、専門職との連携に努めました。

重層的支援体制整備事業^{(*)11}と関連して、令和 5 年度及び 6 年度の 2 カ年で市との共催により「地域共生社会推進フォーラム」を 6 回開催し、事業周知と啓発活動をおこないました。うち 1 回は、本会ボランティア入門講座との連続企画とし、居場所づくりに関心のある市民や関係機関の掘り起こしと実践活動を一体的に実施しました。

(*) 資料編 用語解説を参照

⑤サークル活動の周知

地区福祉推進会^{(*)2}の協力を得て、市内の老人福祉センター等で行われているサークル活動を本会ホームページに掲載しました。地域住民から具体的な活動内容、加入申請の際の手続き等の問い合わせが年間 10 件程度寄せられたほか、直接、地区福祉推進会^{(*)2}への照会もあり、地域活動への参加につながるきっかけとして機能しました。

直接、地区福祉推進会^{(*)2}に問い合わせる方が増加し、盛岡市社協への問い合わせが減少したことから令和 5 年度でホームページへの掲載は終了しました。

ホームページへの掲載終了後も、地区福祉推進会^{(*)2}に取り次ぐ等の対応をおこなっています。

⑥属性を問わない居場所づくり（第2期計画中間見直し策定以降に新たにおこなった取り組み）

重層的支援体制整備事業^{(*)11}における地域づくり事業の取り組みを通じて、令和 6 年度から、誰でも参加できる居場所を、行政、民間企業、福祉関係団体、ボランティアと協働して市内 5箇所に開設し、さまざまな属性の地域住民がつながる居場所づくりを進めました。



元豆腐店での豆腐づくり体験



元喫茶店でのスイーツづくり

重点項目 3 幅広い層の担い手づくり

(1) 福祉教育

①キャップ・ハンディ体験

学校や企業等を対象に、福祉体験学習^{(*)7}（アイマスク体験、車いす体験、高齢者疑似体験等）や福祉に関する講話に職員を派遣し、高齢者や障がい者の理解を深める学習を支援しました。令和 3 年度以降から企業・団体の依頼が増加しています。



駅でのキャップ・ハンディ体験

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
【参考】キャップ・ハンディ体験職員派遣回数	28 回	33 回	67 回	—

(*) 資料編 用語解説を参照

②キャップ・ハンディ体験用具の貸出

キャップ・ハンディ体験をおこなう小中学校等へ社協が保有する体験用具を貸し出しました。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
【参考】キャップ・ハンディ体験用具の貸出件数	2 件	2 件	5 件	—

③高校生ボランティアスクール（再掲 P.9）

④ボランティア入門講座（再掲 P.9）

⑤ふくしの学びサポーター養成講座（第2期計画中間見直し策定以降に新たにおこなった取り組み）

福祉教育プログラムの充実を図るため、令和 4 年度から「ふくしの学びサポーター」を養成し、市内の小中学校、企業・団体のキャップ・ハンディ体験に派遣しました。
派遣回数は年々増加しています。

【成果指標】

指 標	実績値 (令和 4 年度)	—	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 6 年度)
【参考】サポーター派遣回数	17 回	—	38 回	—



小学校で実施したキャップ・ハンディ体験補助をおこなうサポーター



スーパーでのキャップ・ハンディ体験補助をおこなうサポーター

(*) 資料編 用語解説を参照

(2) 日常生活を支援する人材育成

①介護教室

②医療・保健講座

高齢者や障がい者の日常生活を支援することができる地域を目指し、認知症や障がいについて理解を深めることを目的に、地区福祉推進会^{(*)2}の主催により、町内会・自治会、盛岡市、地域包括支援センター^{(*)17}、と連携し「介護教室」、「医療・保健講座」を開催しました。令和5年度からは実施主体が地域包括支援センター^{(*)17}となり、より専門的な研修内容の提供が可能となりました。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成26年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
介護教室参加者数	1,500人	1,428人	1,080人	1,600人
医療・保健講座参加者数	1,609人	1,643人	919人	1,700人

※ 令和5年度より実施主体が地域包括支援センター^{(*)17}となったため、現状値は令和4年度の数値を記載。

重点項目4 解決しにくい課題への取り組み

(1) 困りごとへの対応

①高齢者・障がい者等の制度や分野を超えた相談支援

分野を超えた相談体制の構築のため、令和4年度から受託している重層的支援体制整備事業^{(*)11}の基礎研修を実施しました。また、まるごと推進会議^{(*)21}の各会議において、複雑化、複合化したケースへの対応事例を紹介するなど、関係機関の連携について共通理解を推進しました。

その成果として、盛岡市社協に設置している「まるごとよりそいネットワークもりおか^{(*)22}」には、既存の連携では解決が困難なケースが寄せられるようになり、ケース会議等において課題の解きほぐしや役割分担の確認などをおこない、新たな支援体制とアプローチ方法により、解決の方向性が見出せるようになっています。

②地域資源との連携

地域包括支援センター^{(*)17}が、要支援者等への支援について関係機関等と検討する連絡会議等を開催することにより、地域資源との連携関係を構築しました。

③ひきこもり支援

家族や本人に、居場所やひきこもり経験者の集まり等の情報提供をするとともに、状況に応じて地域福祉コーディネーター^{(*)10}による定期訪問をおこなっています。

平成28年度から重層的支援体制整備事業^{(*)11}の前身となる多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業において「ひきこもり分科会」を開催し、関係機関等と支援方法に

(*) 資料編 用語解説を参照

について検討を続けてきました。令和6年度からは、併せてひきこもり支援センター（仮称。以下「センター」という。）設置に向けた協議を開始し令和7年度には「ひきこもり分科会」との併催でセンター設置検討委員会を開催し、センターに求められる機能や運営方法等について検討を進めました。

(2)相談・支援活動

①心配ごと相談所（中央相談室、都南相談室）の運営

心配ごと相談員が幅広い分野の相談に応じ、必要に応じて適切な機関へつなぐなどの支援をおこないました。また、アウトリーチ^(*23)が必要な相談や、すでに地域福祉コーディネーター^(*10)とつながっている相談者については、地域福祉コーディネーター^(*10)と連携して対応しました。

相談件数は、年度によってばらつきはありますが、開始時値、中間年度に比較し増加しています。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成26年度)	中間値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
心配ごと相談所相談件数	717件	615件	821件	720件

※ 第2期計画では、開始時値（平成26年度）を結婚相談、高齢者就労相談、心配ごと相談3事業の合計値である2,944件としていたが、現在、結婚相談と高齢者就労相談は実施していないことから、開始時値を心配ごと相談のみの実績である717件とした。

②生活福祉資金^(*8)、助け合い資金^(*9)の貸付

一時的な資金需要がある世帯へ生活福祉資金^(*8)の貸付をおこなうことにより生活再建を支援しました。

コロナ禍の際、減収となった世帯に対し生計の維持を目的にコロナ特例貸付を実施しました。

生活福祉資金^(*8)の償還に遅滞が見られる世帯に対しては生活状況の把握等に努め、必要に応じて地域福祉コーディネーター^(*10)や関係機関と連携し、世帯が抱える課題の解決を支援しました。

生活保護受給が決定した方に対し、初回の保護費受給までの生活費として助け合い資金^(*9)の貸付をおこないました。

③権利擁護事業（日常生活自立支援事業^(*13)、成年後見制度^(*14)推進支援）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助やそれに伴う利用料の支払いを含む日常的金銭管理等の支援をおこないました。

また、成年後見制度^(*14)へ円滑な移行を推進するためのコーディネートや関係機関とのネットワークを構築しました。

(*) 資料編 用語解説を参照

④関係支援機関との連携

世帯が抱える課題が多様化・複雑化し、福祉分野だけでは解決が難しい課題も増えていることから、盛岡市社協にワンストップ相談窓口の「まるごとよりそいネットワークもりおか^(*22)」を設置し、一旦相談を受け止めた上で適切な制度や機関等、福祉分野に留まらず幅広い分野と連携し、分野横断的な課題に対応しました。

(3) 地域課題への取り組み

①地区福祉懇談会^(*1)

地区福祉推進会^(*2)単位で、地域課題の把握や、課題解決について地域住民同士で話し合う地区福祉懇談会^(*1)を開催しました。(地区福祉懇談会^(*1)の開催結果は17ページに掲載)



地区福祉懇談会^(*1)



地区福祉懇談会^(*1)

②地区福祉推進会^(*2)活動の活性化

地区福祉推進会^(*2)がおこなうシルバーサロン事業やシルバーメイト事業^(*3)等の経費を支援しました。

地区福祉懇談会^(*1)での話し合いをきっかけとして、仁王地区福祉推進会では地域内外の社会資源と連携した「仁王寺子屋宿題しよう会」が立ち上がり、見前地区福祉推進会の「ゴミ出し支援」、杜陵地区福祉推進会の「防災ウォーク」など、他の地区福祉推進会にも取り組みが拡大しました。

③各種学習会の開催

地区福祉推進会^(*2)や町内会・自治会が開催する各種研修会・学習会の講師紹介、連絡調整等を支援しました。特に、シルバーメイト事業^(*3)の地区別研修会では、地域包括支援センター^(*17)と連携した内容を提案するなど、効率的な開催に努めました。

(*) 資料編 用語解説を参照

4. 地区福祉懇談会^(*)1)

32 地区福祉推進会^(*)2)で実施した地区福祉懇談会^(*)1)では、それぞれの地区の課題等を話し合い、その内容から地域のニーズや課題を次のとおり整理しました。

(1) 高齢化・移動困難・孤立

路線バスの減便が進む中で、運転免許証を返納した後の買物や通院などの移動に不安を抱える人が増えています。特に公共交通機関の路線から遠い地域に住む人々にとっては、免許返納後の移動が大きな課題です。また、身体的な理由から公共交通機関の利用が困難な場合もあり、自動車を手放したことによる外出の減少が、友人や知人との交流の減少につながることが予想されます。

(2) 地域のつながりの希薄化と再構築

地域住民のつながりは年々希薄化しています。新型コロナウイルス感染症の流行期には、住民同士の交流がほとんどなくなり、流行が落ち着いた後も地域行事が開催されないなど以前の状態には戻っていません。こうした状況を踏まえ、日常的な声掛けなどを通じて近所づきあいを再構築する必要があります。

(3) 担い手不足・若年層の参加促進

町内会や自治会では担い手の高齢化が進み、後継者不足が深刻化しています。若者に参加してもらいたいものの、関係を築く機会が乏しいのが現状です。そのため、役員の業務を見直し、担い手となる際の負担感を軽減する工夫が求められています。また、転居してきた住民や集合住宅の住民が参加しやすい環境づくりも重要です。

(4) サロン活動の継続と支援

サロン活動を継続するためには、参加者や担い手に過度な負担感を与えない内容が必要です。さらに、他地域の活動事例を紹介・共有することで、活動方法の洗練や参加意欲の向上が期待できます。

(5) I C T・情報格差対策

スマートフォンを使いこなし、子どもや孫とやりとりしたいというニーズが高まっています。また、ウェブにアクセスできる人やAIを活用できる人とそうでない人との間には、得られる情報量に大きな差が生じていることから情報格差への対策が求められています。

(6) 防災・福祉の連携

自分の住む地域で発生する可能性のある災害や危険箇所、避難場所や災害発生時に取るべき行動、平時にあらかじめ準備しておく物などの知識を得るために、防災分野との連携が必要です。また、だれかの助けがないと避難が難しい人をあらかじめ把握しておくことで、災害発生時には支援者自身や家族の安全を確保した上で、避難を支援できることが期待できます。

(*) 資料編 用語解説を参照

(7) 地域資源の活用と協働

さまざまな地域資源とつながっておくことで、災害発生後の復旧に協力を得られる可能性があります。また、地域包括支援センター^(*17)と連携することは、高齢者の見守りに有効です。

5. 第2期地域福祉活動計画期間 10年間に見えてきた課題

第2期計画期間の10年間、我が国では人口減少や少子高齢化の進行、共働き世帯や単身世帯の増加、プライバシー意識の高まりなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しました。

その具体的な取組として、国では、生活課題の多様化・複雑化を背景に、分野横断的な支援体制の整備を進めています。令和3年の社会福祉法等改正により重層的支援体制整備事業が創設され、令和6年の法改正では居住支援の強化など地域福祉の充実が図られました。また、同年施行の認知症基本法により、誰もが地域で安心して暮らし続けられる共生社会の実現が国の基本方針として示されています。

こうした国の動向と同様に、地域においても生活課題の複雑化・多様化が進み、本来大人が担うべき家事や家族の介護を日常的に担うヤングケアラーの存在が顕在化するなど、複数の困難を抱える世帯への支援の必要性が高まりました。加えて、年齢や属性を問わず、孤立・孤独の問題が浮き彫りとなり、支援につながりにくい人への対応が重要な課題となりました。一方で、地域活動を担うボランティアや福祉人材の不足、地域住民のつながりの希薄化など、地域福祉の基盤が弱まる傾向も見られました。

第2期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域活動や人との交流の機会を大きく制限し、孤立や関係性の断絶を一層深刻化させたほか、長年続いた行事等のノウハウや人的ネットワークの継承が途絶えたケースも見られることから、持続可能な新しいつながりが求められています。

(*) 資料編 用語解説を参照

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

共につくり 支え合う 自分らしさとぬくもりのあるまち

本計画は、地域に住む人の困りごとを、みんなの課題として分かち合い、支え合いの輪や活動の場を「共につくり」、そして「支え合う」地域共生社会の実現を目指すものです。この理念のもと、お互いを思いやる「ぬくもり」を地域に広げ、住民や関係団体と手を取り合い、誰もが安心して「自分らしく」暮らすことができる盛岡を築いていきます。

2. 基本目標（第3期盛岡市地域福祉計画と共通）

基本目標1 自分らしく暮らすことのできる地域づくり

一人ひとりが地域の一員として、共に支え合う意識をもち、住み慣れた地域で、誰もが尊重され、自分らしく、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

基本目標2 地域の福祉を共に創るひとづくり

多様化する地域の支援ニーズに対応するため、地域福祉コーディネーター^(*10)等の専門職の配置や地区福祉推進会^(*2)、民生委員・児童委員のような地域福祉の推進役だけではなく、広く市民の福祉に関する意識を高め、地域福祉を共に創るひとづくりを推進します。

基本目標3 必要な福祉サービスにつながる体制づくり

支援を必要とする人が、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの適切な福祉サービスにつながるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい体制づくりを推進します。

(*) 資料編 用語解説を参照

計画の取り組み体系

【 基本目標 】

【 項 目 】

【 事 業 名 】

1自分らしく暮らすことのできる地域づくり	(1)地域福祉コーディネート活動	①地域福祉コーディネート活動 ②地域資源との連携 ③ひきこもり等への支援
	(2)交流の場づくり	①ふれあいサロン ^(*6) の開催支援 ②世代間交流会の開催支援 ③ふれあい給食会・座談会の開催支援 ④属性を問わない居場所づくり ⑤ボランティアまつりの開催
	(3)見守り活動	①シルバーメイト事業 ^(*3) ②おげんき見守りシステム
	(4)支え合い活動	①日常生活支援 ②地域支え合いマップ ^(*5) 作成支援・防災訓練等開催支援
	(5)移動支援	①おでかけ送迎サービス ②車いす同乗福祉自動車貸出事業（ぱらっとC a b）
	(6)地域生活課題への取り組み	①地区福祉懇談会 ^(*1) ②地区福祉推進会 ^(*2) 活動の活動支援
2地域の福祉を共に創るひとづくり	(1)福祉教育の推進	①福祉体験学習 ^(*7) ②福祉の学びサポーター養成講座 ③認知症サポーター ^(*4) 養成 ④地域の担い手研修会の開催 ⑤生活支援サポーター養成講座
	(2)ボランティア・市民活動の推進	①ボランティア・市民活動センター ②ボランティア講座等の開催 ③ボランティア情報交換会の開催 ④ボランティア情報の提供
3必要な福祉サービスにつながる体制づくり	(1)困りごとの対応	①地域福祉コーディネート活動（再掲） ②地域資源との連携（再掲） ③ひきこもり等への支援（再掲）
	(2)相談・支援活動	①多機関との連携による分野を問わない相談支援 ②心配ごと相談所の運営 ③生活福祉資金 ^(*8) 、助け合い資金 ^(*9) の貸付 ④権利擁護事業（日常生活自立支援事業 ^(*13) ）

(*) 資料編 用語解説を参照

第4章 各 論

市内32の地区福祉推進会^{(*)2}と連携して開催した地区福祉懇談会^{(*)1}において、地域の皆さまからいただいた多くの意見と、盛岡市が開催した地域福祉ワークショップ等の結果から、3つの基本目標を設定し、達成に向けて各事業を推進します。

基本目標1 自分らしく暮らすことのできる地域づくり

(1) 地域福祉コーディネート活動

① 地域福祉コーディネート活動

【現状と課題】

複雑化、複合化した課題を抱え、孤立する世帯からの相談は増加傾向となっており、中でも課題解決までに時間が必要なケースには年単位の継続的な伴走支援が必要となっており、マンパワーが十分とは言えない状況が続いている。

のことから、重層的支援アドバイザー^{(*)15}との連携強化や福祉分野以外の地域資源との連携によりコミュニティ・ソーシャルワーク^{(*)24}をおこなっていくことが必要になっています。また、課題が複雑化、複合化する前に早期に発見できる住民主体の体制づくりも必要になっています。

【今後の取り組み】

地域福祉コーディネーター^{(*)10}が中心となり、重層的支援体制整備事業^{(*)11}を活用し、市民が抱える課題の解決に向けた取り組みを強化します。また、事業を支える人員確保が必要であることから、盛岡市に対し、増員の働きかけをおこないます。

○包括的相談支援事業

高齢、障がい、こども、生活困窮等の福祉部局だけではなく、それ以外の部局とも連携し、複合的な相談を受け止め、断らない相談体制の充実を図ります。

○多機関協働事業

関係機関が既存の連携でも解決できない複雑化、複合化した課題を支援会議やよりそい会議の開催により課題を解きほぐし、プランの作成により役割分担を明確にして課題解決に取り組みます。

また、重層的支援アドバイザー^{(*)15}や関係機関の共通課題に対し、分科会を開催し不足する社会資源を創出します。

○アウトリーチ^{(*)23}等を通じた継続的支援事業

ひきこもり等支援が届いていない人に支援を届けるため、訪問等によりつながり続ける伴走支援をおこない、参加支援事業につなぎ、社会とのつながりの再構築を推進します。

(*) 資料編 用語解説を参照

○参加支援事業

Book and Bookenergy in Morioka^(*25)や『住まいの』プロジェクト^(*26)などへの参加を促すほか、「地域づくり事業」との連携により多様な参加の場を提供し、自己肯定感の回復により社会参加につなげます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市、盛岡市社協
協力・関係団体	重層的支援アドバイザー ^(*15) 、NPO、ボランティア団体、福祉事業者、地区福祉推進会 ^(*2) 、民生児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、企業

【成果指標】

指 標	実績値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値	
			中間 (令和 12 年度)	最終 (令和 17 年度)
相談件数	2,473 件	3,224 件	3,500 件	3,800 件
地域福祉コーディネーター ^(*10) 1 人あたりの相談件数 (年間)	1,237 件	1,075 件	1,167 件	1,267 件
同 (月間)	103 件	90 件	97 件	106 件
同 (日)	5 件	4 件	5 件	5 件
【参考】地域福祉コーディネーター ^(*10) 数	2 人	3 人	—	—

②地域資源との連携

【現状と課題】

病気やひきこもり、住居荒廃、生活困窮、ひとり親等で生活上の課題を抱え、支援を必要とする方が地域で安心して生活が継続できるよう、重層的支援体制整備事業^(*11)などにより、福祉や医療・農業・教育・司法・民生児童委員・町内会・行政・NPO・ボランティア団体など多岐にわたる団体と連携し、課題解決に向けて取り組んでいます。

福祉分野の関係機関・団体とは概ね連携できていますが、福祉分野以外との連携強化と新たな地域資源の開拓や開発が必要です。

【今後の取り組み】

国が進める重層的支援体制整備事業^(*11)や地域福祉コーディネート活動による複雑化した課題の解決に努めるとともに、様々な分野との連携強化を進めます。

また、各福祉分野のスキルを共有し、課題解決に向けた勉強会や情報交換をおこないながらスキルアップを図ります。

(*) 資料編 用語解説を参照

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市、盛岡市社協
協力・関係団体	地区福祉推進会 ^{(*)2} 、町内会・自治会、老人クラブ、民生児童委員、NPO、企業、ボランティア団体、福祉事業者、司法分野、教育分野、医療分野、農業分野、盛岡市基幹相談支援センター、地域包括支援センター ^{(*)17}

③ひきこもり等への支援

【現状と課題】

地域には長期間のひきこもり状態などで必要な支援が届いていない方が多く存在することが予想されます。そのような方々が、社会からの孤立によって生活困窮に陥ることのないよう、アウトリーチ^{(*)23}等を通じた継続的な支援をおこない、信頼関係を構築し、本人の希望や価値観を確認しながら、参加支援事業との連携により社会参加の機会を提供しています。

ひきこもり状態は、様々な要因が絡み合って起こっている場合が多く、家族だけでは解決が困難なケースが見られます。

のことから、早期に専門知識を持った相談機関につながることが必要です。

【今後の取り組み】

盛岡市ひきこもり支援センター（仮称）の設置に向け、盛岡市と調査・検討に取り組みます。

(2) 交流の場づくり

①ふれあいサロン^{(*)6}の開催支援

【現状と課題】

身近な地域で誰もが参加できる交流の場や居場所づくりを推進するとともに、サロン運営の担い手の育成を進めるため、サロン世話人やサロン活動に興味のある方を対象とした交流会の開催や運営に関する相談支援、新規サロン立ち上げの支援をおこなっています

運営を継続するためには、担い手の育成や開催支援が必要です。また、参加者の高齢化により会場までの移動手段の確保が課題となっています。

【今後の取り組み】

サロン開催支援については引き続き継続し、地域包括支援センター^{(*)17}に配置されている第2層生活支援コーディネーター^{(*)16}と連携して、サロン活動の新たな担い手育成に向けた研修会等を実施します。

また、会場までの移送手段に関する情報収集とサロン世話人への情報提供に努めます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	地区福祉推進会 ^{(*)2} 、町内会・自治会、民生児童委員、盛岡市、地域包括支援センター ^{(*)17} ・介護支援センター、ボランティア団体、地域住民、企業、福祉事業者

(*) 資料編 用語解説を参照

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値	
			中間 (令和 12 年度)	最終 (令和 17 年度)
開催箇所数	174 箇所	165 箇所	215 箇所	230 箇所

②世代間交流会の開催

【現状と課題】

地区福祉推進会^(*)において、子どもから高齢者までを対象とした世代間交流事業に盛岡市社協が助成金の支援をおこない、実施しています。

継続実施により地域行事として定着している一方、若年層が減少し参加者が高齢者に偏るなど、世代間交流としての機能が十分に果たされていない地区があります。

【今後の取り組み】

事業の見直しを図るため、地区福祉推進会^(*)へのヒアリングやアンケート等で実態把握を実施します。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値	
			中間 (令和 12 年度)	最終 (令和 17 年度)
世代間交流会参加者数	6,738 人	7,788 人	8,500 人	9,000 人

③ふれあい給食会・座談会の開催支援

【現状と課題】

地区福祉推進会^(*)において、ひとり暮らし高齢者等を対象に集いの場として盛岡市社協が助成し実施しています。

参加対象者であるひとり暮らし高齢者が増加していることから、開催場所の確保と事業費の増加が課題となっています。

【今後の取り組み】

平成 30 年度に助成の見直しをおこない、地域ごとの課題や状況に応じた開催内容を地区福祉推進会^(*)において企画できる体制を整えたところであり、今後は各地区福祉推進会^(*)の活動の状況を見ながら見直しを図ります。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	地区福祉推進会 ^(*) 、町内会・自治会、民生児童委員、ボランティア

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値	
			中間 (令和 12 年度)	最終 (令和 17 年度)
ふれあい給食会・座談会参加者数	5,783 人	8,994 人	9,000 人	9,500 人

(*) 資料編 用語解説を参照

④属性を問わない居場所づくり

【現状と課題】

重層的支援体制整備事業^(*11)における地域づくり事業の取り組みとして、誰でも参加できる居場所を行政、民間企業、福祉関係団体、ボランティアと協働して開設し、さまざまな属性の地域住民がつながる居場所づくりを進めています。

令和7年度時点では、居場所の運営は社協職員が担っている場合が多く、地域住民等による自主的な運営に至っていない状況です。

【今後の取り組み】

当事者を含む居場所運営に関心のある参加者と話し合いの場を設け、居場所運営事務の細分化と分担等について検討する等、自立した居場所運営に向けて支援します。

⑤ボランティアまつりの開催

【現状と課題】

市民に対する活動紹介の場としてボランティアまつりを年1回開催し、福祉団体が開設する各種コーナーを通じて、市民との交流を図っています。

開催情報を企業にも提供し、運営に協力いただいている。

ボランティアまつりへの参加団体の固定化により市民との交流およびボランティア団体同士の交流が限定的なものになっています。

また、ボランティア団体の構成員の高齢化も進行しており、活動停止または解散する団体も増加しています。

【今後の取り組み】

ボランティア講座による育成を図るとともに、インターネットを活用した情報の発信に努めます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	ボランティア連絡協議会、盛岡市社協
協力・関係団体	盛岡市、ボランティア団体、企業

(3)見守り活動

①シルバーメイト事業^(*3)

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者等の見守り活動である「シルバーメイト事業^(*3)」は、各地区福祉推進会^(*2)、町内会・自治会、民生児童委員、地域住民の協力で行われています。

令和5年度から導入した「そっと見守り^(*18)」は補助金対象外ですが、登録者数は増加傾向にあり、各地区福祉推進会^(*2)から補助対象への要望が寄せられています。

民生児童委員、町内会・自治会、関係機関への事業周知が十分でない状況です。

【今後の取り組み】

各地区福祉推進会^(*2)へのヒアリング等を通じて「そっと見守り^(*18)」の現状把握をおこなうとともに、各団体の会議等を活用して、事業の積極的な周知に努めます。

(*) 資料編 用語解説を参照

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	地区福祉推進会 ^(*2) 、民生児童委員、町内会・自治会、地域住民

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値	
			中間 (令和 12 年度)	最終 (令和 17 年度)
「シルバー」人数	681 人	614 人	730 人	800 人
そっと見守り ^(*18) 対象者数	—	246 人	250 人	300 人
「メイト」人数	934 人	841 人	1,000 人	1,100 人

②おげんき見守りシステム

【現状と課題】

「見守られている」という安心感がある一方で、利用者自身が毎日発信することに負担を感じる場合もあります。また、見守り者 2 名の選定が困難な場合が多く、支援体制の確保に課題があります。

【今後の取り組み】

利用者へ事業の趣旨の理解を図った上で、希望に添ったサービスを紹介するなどの対応をおこないます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	地域包括支援センター ^(*17) 、民生児童委員、町内会・自治会

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値	
			中間 (令和 12 年度)	最終 (令和 17 年度)
利用者数	28 人	35 人	40 人	45 人

(4) 支え合い活動

①日常生活支援

【現状と課題】

重層的支援体制整備事業^(*11)における地域づくり事業の取り組みを通じて、地域住民による生活困窮者等の日常生活を支援する仕組みづくりを進めています。

「ふれあいサポートバンク事業^(*19)」の全市版実施にあたり、ランニングコストを確保し、持続可能な制度にする必要があります。また、地域住民の協力者の育成が急務となっています。

【今後の取り組み】

モデル地区 2箇所で生活支援ボランティア養成講座を実施し、地域包括支援センター^(*17)や居宅介護支援事業所等の関係機関への事業説明と事業利用者を募集し、試行後の検証を通じて、全域実施を目指します。

(*) 資料編 用語解説を参照

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	地域包括支援センター ^(*17) 、居宅介護支援事業所、民生児童委員、地区福祉推進会 ^(*2) 、老人クラブ

②地域支え合いマップ^(*5)作成支援・防災訓練等開催支援

【現状と課題】

地域の高齢者や障がい者などを地図上で把握することで、日ごろからの見守りや災害発生時における要援護者の避難支援となるよう、地域支え合いマップ^(*5)の作成及び更新支援や、防災訓練等の開催支援をおこなっています。

地域支え合いマップ^(*5)の更新作業がされていない町内会・自治会があります。

【今後の取り組み】

必要に応じて、作成目的や更新の必要性に関する講話や講習を開催するとともに、地域支え合いマップ^(*5)を活用した避難訓練等の支援をおこないます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	町内会・自治会
協力・関係団体	盛岡市、民生児童委員、地区福祉推進会 ^(*2)

(5) 移動支援

①おでかけ送迎サービス

【現状と課題】

車いすを利用しなければ外出が困難な高齢者・障がい者の病院やリハビリへの移動手段として、送迎ボランティアの運転協力によりリフト付福祉車両を運行しています。利用には介助者の添乗が必要です。令和4年度以降、実利用者数は減少傾向です。

【今後の取り組み】

引き続き、会報誌やホームページへ掲載し周知を図るとともに、盛岡市を通じて地域包括支援センター^(*17)、居宅介護支援事業所等へ周知します。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	ボランティア

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成26年度)	現状値 (令和6年度)	目標値	
			中間 (令和12年度)	最終 (令和17年度)
【参考】実利用者数	91人	64人	—	—
【参考】延べ利用件数	800件	526件	—	—
【参考】送迎ボランティア登録者数	24人	14人	—	—

(*) 資料編 用語解説を参照

②車いす同乗福祉自動車貸出事業（ぷらっとC a b）

【現状と課題】

車いすを利用しなければ外出が困難な高齢者・障がい者（ケガなどの一時的歩行困難を含む）の外出支援を目的として、車いすに乗ったまま乗車することができる車両を貸出しています。運転者はご家族に限ります。車両の老朽化が進んでいます。

【今後の取り組み】

引き続き、会報誌やホームページへ掲載し周知を図るとともに、盛岡市を通じて地域包括支援センター^(*17)、居宅介護支援事業所等へ周知します。

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成26年度)	現状値 (令和6年度)	目標値	
			中間 (令和12年度)	最終 (令和17年度)
【参考】実利用者数	17人	19人	—	—
【参考】延べ利用件数	73件	50件	—	—

(6) 地域課題への取り組み

①地区福祉懇談会^(*1)

【現状と課題】

市内32地区の地区福祉推進会^(*2)を3年で一巡する周期で開催し、地域課題の把握と解決に向けた具体的な取り組みを地域住民や関係機関、団体等が話し合っています。

参加者の年齢層および所属する団体等に偏りが見られます。また、話し合った結果から考えられる開催圏域ごとの地域課題のより詳しい分析が必要です。

【今後の取り組み】

地域の関係機関や団体と連携しながら、より多様な地域課題・特性から懇談テーマを設定し、様々な属性の地域住民が参加できるよう周知先を工夫して実施します。また、懇談会により得られた地域の強みや困りごと、課題等の様々な情報を分析し、地域ごとの福祉課題の把握に努めます。

加えて、懇談会で把握した地域課題の解決に向けた提案をおこないます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	盛岡市、地区福祉推進会 ^(*2) 、町内会・自治会、地域団体、地域包括支援センター ^(*17)

②地区福祉推進会^(*2)活動の支援

【現状と課題】

地区福祉推進会^(*2)が地域の状況に応じて各種事業（シルバーメイト事業^(*3)、ふれあいシルバーサロン事業）をおこなっており、盛岡市、盛岡市社協が運営費、活動費を支援しています。

(*) 資料編 用語解説を参照

現在、新たな取り組みにより活動が活性化された地区福祉推進会^(*)2)と、担い手不足により運営そのものが危機的状況にある地区福祉推進会^(*)2)の双方が混在しています。

【今後の取り組み】

各地区福祉推進会^(*)2)の実情に合わせた支援をおこないます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市、盛岡市社協
協力・関係団体	地区福祉推進会 ^(*)2) 、町内会・自治会、地域包括支援センター ^(*)17) 、地域団体

基本目標2 地域の福祉を共に創るひとづくり

(1) 福祉教育

① 福祉体験学習^(*)7)

【現状と課題】

学校や企業等を対象に、福祉体験学習^(*)7)（アイマスク体験、車いす体験、高齢者疑似体験等）や福祉に関する講話に職員を派遣し、高齢者や障がい者の理解を深める学習を支援しています。

職員派遣依頼の多くが小学校からのものであり、幅広い層の理解を得るために、中学校や高校、企業、町内会・自治会等に向けてのアプローチを引き続きおこなう必要があります。

また、福祉教育の内容が体験や講話のみの提供になっているため、福祉教育プログラムについて、高齢者や障がい者等当事者やボランティア、関係機関等と協議する必要があります。

【今後の取り組み】

地域内のボランティア（ふくしの学びサポーター）、高齢者や障がい者等当事者、福祉関係機関、教育機関等と連携して福祉教育プログラムについて検討する場を設けます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	盛岡市、学校、教育委員会、地域包括支援センター ^(*)17) 、福祉事業者、企業、地域団体、ボランティア団体、町内会・自治会

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値	
			中間 (令和 12 年度)	最終 (令和 17 年度)
福祉体験学習 ^(*)7) 職員派遣回数	28 回	67 回	70 回	75 回

(*) 資料編 用語解説を参照

②福祉の学びサポーター養成講座

【現状と課題】

市民と協働した福祉教育プログラムの充実を図るため、「ふくしの学びサポーター」の育成をおこない、市内の小中学校、企業・団体のキャップ・ハンディ体験に派遣しています。

サポーターと福祉教育プログラムについて話し合う場がないことが課題です。

【今後の取り組み】

福祉教育プログラムについて話し合う仕組みを作ります。

③認知症サポーター^(*)4)養成

【現状と課題】

認知症の方の見守りや家族の支援協力者となる認知症サポーター^(*)4)の養成を各地区で進めています。

養成講座の開催は定着しているが、若年層の参加が少ない状況です。

【今後の取り組み】

養成講座参加について若年層へアプローチします。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市、盛岡市社協、地域包括支援センター ^(*)17)
協力・関係団体	地区福祉推進会 ^(*)2) 、町内会・自治会、民生児童委員、企業、N P O、ボランティア団体、福祉事業者、学校

④地域の担い手研修会の開催

【現状と課題】

身近な地域で誰もが参加できる交流の場や居場所づくりを推進するとともに、サロン運営の担い手の育成やサロン世話人のスキルアップと世話人同士の交流を目的に交流会を開催しています。

サロン運営以外に、テーマ別の担い手研修やフォローアップの場が体系化されていないことから、担い手の興味関心に対応できていない状況です。

【今後の取り組み】

サロン交流会は継続実施しつつ、「属性を問わない居場所」の担い手育成のための研修やフォローアップの場の体系化に取り組みます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	地区福祉推進会 ^(*)2) 、町内会・自治会、民生児童委員、ボランティア、企業、地域団体、地域包括支援センター ^(*)17) ・介護支援センター

(*) 資料編 用語解説を参照

⑤生活支援センター養成講座

【現状と課題】

地域住民や居宅介護支援事業所などの相談支援機関から買い物支援等の日常生活支援ニーズが多く寄せられていることを受け、玉山地区で実施している「ふれあいサポートバンク事業^(*19)」の全市版を令和7年度より試行しており、センター養成に取り組んでいます。

令和7年度からの取り組みであるため、センター登録者は少ない状況です。

【今後の取り組み】

養成講座を開催し、センターの増員に努めます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	地区福祉推進会 ^(*2) 、地域包括支援センター ^(*17) 、居宅介護支援事業所

【成果指標】

指 標	実績値 (令和7年度)	目標値	
		中間 (令和12年度)	最終 (令和17年度)
生活支援センター登録者数	5人	15人	35人

(2)ボランティア・市民活動の推進

①ボランティア・市民活動センター

【現状と課題】

市民のボランティア活動推進のため、個人や団体のボランティア登録やボランティアニアーズとのマッチングをおこなっています。

ボランティアセンター未登録のボランティア団体・個人への情報提供や交流の場が少ない状況です。

【今後の取り組み】

ボランティア養成講座の種類を増やし、参加の機会を広げます。また、対面のほか本会ホームページを活用して情報提供や交流をおこないます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	盛岡市、ボランティア団体、NPO、企業、各相談事業所

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成26年度)	現状値 (令和6年度)	目標値	
			中間 (令和12年度)	最終 (令和17年度)
ボランティア団体登録数	122団体	115団体	120団体	130団体
個人ボランティア登録数	10,577人	9,401人	10,050人	10,500人

(*) 資料編 用語解説を参照

②ボランティア講座等の開催

【現状と課題】

高校生ボランティアスクール、入門講座等を開催し、ボランティアの基礎知識について理解を深めるとともに、新たに福祉教育事業にかかるボランティア養成講座を実施し、ボランティア活動の促進を図っています。

ボランティア活動として紹介できるプログラムが不足しており、講座修了後、実際に活動につながる件数は少ない状況です。

【今後の取り組み】

令和7年度以降、新たに生活支援ボランティア養成講座をおこない、ボランティア活動プログラムを拡大します。

また、受講後の継続的なボランティア活動につながるよう、インターネットを活用したボランティア情報を提供します。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	盛岡市、ボランティア団体、ボランティア連絡協議会、福祉事業者、町内会・自治会

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値	
			中間 (令和 12 年度)	最終 (令和 17 年度)
高校生ボランティアスクール参加者数	16 人	57 人	80 人	80 人
ボランティア入門講座参加者数	8 人	21 人	40 人	40 人
生活支援ボランティア養成講座参加者数	—	—	20 人	20 人

※ 生活支援ボランティア養成講座は新たな取り組みのため本計画策定時点では目標値のみの記載となります。

③ボランティア情報交換会の開催

【現状と課題】

ボランティア団体同士の交流や、知識を深める場として、情報交換会をおこなっています。

ボランティア団体の構成員の高齢化が進行しており、活動停止または解散する団体が増加しています。

【今後の取り組み】

ボランティア団体の紹介と活動に関する紹介の場として継続開催するとともに、盛岡市ボランティア連絡協議会と連携し、若年層の参加促進について検討します。

(*) 資料編 用語解説を参照

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	ボランティア連絡協議会、盛岡市社協
協力・関係団体	盛岡市、ボランティア団体

④ボランティア情報の提供

【現状と課題】

社協に相談があったボランティアニーズや助成金情報を、登録団体や個人ボランティアに提供しています。

助成金情報のタイムリーな発信ができていないことが課題です。

【今後の取り組み】

インターネットの活用による、簡易的で誰もがアクセスしやすいボランティア情報発信の仕組みづくりや整備に努めます。また、助成金情報のニーズがある登録団体に対し、盛岡市ボランティア連絡協議会の会報を活用し、積極的に発信します。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	ボランティア連絡協議会、盛岡市社協
協力・関係団体	盛岡市、ボランティア団体

基本目標3 必要な福祉サービスにつながる体制づくり

(1) 困りごとへの対応

①地域福祉コーディネート活動（再掲 P.20）

②地域資源との連携（再掲 P.21）

③ひきこもり等への支援（再掲 P.22）

(2) 相談・支援活動

①多機関との連携による分野を問わない相談支援

【現状と課題】

課題が、高齢者、障がい者や児童、生活困窮など複数の分野に及び、複雑化、複合化し社会的に孤立している世帯が増加しており、既存の連携では対応が困難なケースについては、盛岡市社協に設置した「まるごとよりそいネットワークもりおか^(*22)」につなげることで、地域福祉コーディネーター^(*10)が中心となり、重層的支援体制整備事業^(*11)を活用しながら、重層的支援アドバイザー^(*15)や関係機関と連携した支援体制を構築して対応しています。

重層的支援体制整備事業^(*11)について、関係機関の理解は進んだものの、一部の機関では情報共有について協力が得られない場合もあります。

(*) 資料編 用語解説を参照

また、関係機関の理解が進んだ一方で、市民や企業等の理解は充分とは言えず、参加支援事業においては、情報収集や周知不足から対象者のつなぎ先が不足している状況です。

課題を抱えた当事者の世帯からの同意を得られず、具体的な支援について検討することができない場合があります。

【今後の取り組み】

関係機関の連携強化のため、研修や意見交換会等を継続的に実施します。

市民や企業の理解を広げるために、ホームページや会報へ掲載するほか、参加支援事業の受入先の企業や事業所の開拓、また、地域住民が主体的におこなう事業等への参加につながるよう、周知をおこなっていきます。

支援について検討する際に必要な当事者の世帯の同意が得られるよう、信頼関係を構築します。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市、盛岡市社協
協力・関係団体	重層的支援アドバイザー ^(*15) 、地域包括支援センター ^(*17) 、NPO、ボランティア団体、福祉事業者、地区福祉推進会 ^(*2) 、民生児童委員、町内会・自治会、司法分野、教育機関、企業

②心配ごと相談所の運営

【現状と課題】

幅広く悩みごとを受け止め、専門的な助言や対応が必要な相談内容については、地域福祉コーディネーター^(*10)と連携しながら対応しています。

相談者の固定化が見受けられ、広く市民の困りごとを拾い上げる相談窓口として機能していません。

【今後の取り組み】

気軽に相談できる窓口でありながら、適宜必要な支援機関と連携しながら幅広い支援につなぐことが出来る機能をもつ相談窓口とするため、周知方法を見直します。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	盛岡市社協
協力・関係団体	盛岡市、各相談機関、NPO、司法分野

【成果指標】

指 標	開始時値 (平成 26 年度)	現状値 (令和 6 年度)	目標値	
			中間 (令和 12 年度)	最終 (令和 17 年度)
心配ごと相談所相談件数	717 件	821 件	960 件	960 件

③生活福祉資金^(*8)、助け合い資金^(*9)の貸付

【現状と課題】

コロナ特例貸付により、貸付制度の認知度が高まる一方で、要件を緩和した特例貸付と実際の制度とのギャップが生じており、相談対応時の丁寧な説明が必要です。また、自立

(*) 資料編 用語解説を参照

相談支援機関等他機関との連携により申請手続きをおこなう貸付もあり、関係機関と相互の役割について理解を深め、制度の周知機会を増やす必要があります。

助け合い資金^{(*)9}の貸付決定件数は増加傾向ですが、償還に遅滞が見られる世帯もあります。そのような世帯に対しては面接や自宅訪問、電話連絡により生活状況の把握等に努め、必要に応じて地域福祉コーディネーター^{(*)10}や関係機関と連携し、更なる支援のための体制づくりをおこなっています。

未応答の世帯については住所地調査を実施し督促状を送付していますが、徴収不能となる世帯も少なくありません。

【今後の取り組み】

貸付の需要は高いですが、貸付だけでは対応できない日常生活上の困りごとについても相談を受ける場合も多いため、地域福祉コーディネーター^{(*)10}や関係機関との連携により包括的に対応できる体制づくりを強化していきます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	岩手県社協、盛岡市社協
協力・関係団体	盛岡市、各相談機関、民生児童委員、教育委員会

④権利擁護事業（日常生活自立支援事業^{(*)13}）

【現状と課題】

令和7年4月時点で、専門員5名に対し利用者数が224名と、専門員1名当たりの利用者数は国が示す基準である35名を大きく超えており、専門員の業務量が過大なものとなっているほか、利用希望者の利用開始までの待機期間も長期化しています。

また、日常生活自立支援事業^{(*)13}利用者の判断能力の低下により、成年後見制度^{(*)14}利用の検討が必要となった際、本人や親族の理解が得られない場合が多くあります。

【今後の取り組み】

受付時には本事業の要件等について、本人及び親族に十分な説明をおこないます。判断能力の低下や本事業では対応困難なケースについては、地域包括支援センター^{(*)17}や盛岡広域成年後見センターなど関係機関と連携し、本人の状態に合った制度や機関につなぎます。

また、利用希望者への迅速なサービス提供のため専門員の増員を要望していきます。

【実施主体、協力・関係団体】

実施主体	岩手県社協、盛岡市社協
協力・関係団体	NPO、福祉事業者、司法分野、医療分野、企業、盛岡市、各相談機関、民生児童委員

(*) 資料編 用語解説を参照

資料編

1. 第3期地域福祉活動計画策定の経過
2. 第3期地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
3. 第3期地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
4. 第3期地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム設置要綱
5. 第3期地域福祉活動計画（案）パブリックコメント実施要領
6. 用語解説

1. 第3期地域福祉活動計画策定の経過

(1) 策定委員会の開催

回	開催日	内 容
1	令和 7年 7月18日（金）	委員長、副委員長の互選 方向性および骨子について
2	令和 7年 8月21日（木）	第3期地域福祉活動計画について（素案検討）
3	令和 7年10月30日（木）	第3期地域福祉活動計画について（素案検討）
4	令和 7年12月15日（月）	第3期地域福祉活動計画について（素案検討）
5	令和 8年 2月12日（木）	第3期地域福祉活動計画について

(2) プロジェクトチーム会議

回	開催日	内 容
1	令和 7年 4月16日（水）	スケジュール及び進め方について確認
2	令和 7年 5月12日（月）	事業評価
3	令和 7年 6月17日（火）	事業評価
4	令和 7年 7月28日（月）	素案検討
5	令和 7年 8月 1日（金）	素案検討
6	令和 7年 8月28日（木）	修正案検討
7	令和 7年 9月17日（水）	修正案検討
8	令和 7年10月 9日（木）	修正案検討
9	令和 7年11月11日（火）	修正案検討
10	令和 7年12月22日（月）	修正案検討

(3) パブリックコメント

募集期間………令和 8年 1月 23日（金）から令和 8年 2月 2日（月）まで

2. 第3期地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(任期：令和7年7月1日～令和8年3月31日)

委員氏名	所属団体・役職	備考
宮寺 良光	岩手県立大学 社会福祉学科 准教授	委員長
米田 ハツエ	盛岡市社会福祉協議会 副会長	副委員長
高橋 学	盛岡市社会福祉協議会 評議員	
田中 益子	盛岡市民生児童委員連絡協議会 運営委員	
小枝指 好夫	盛岡市町内会連合会 会長	
柿木 和夫	盛岡市地区福祉推進会会長連絡会 会長	
遠藤 真喜男	盛岡市ボランティア連絡協議会 会長	
長澤 正信	盛岡市老人クラブ連合会 副会長	
加藤 義男	盛岡市自立支援協議会 会長	
鎌田 まき子	盛岡市子ども会育成会連絡協議会 会長	
中嶋 萌生	盛岡地区地域包括・在宅介護支援センター協議会 副会長	
浅沼 道成	もりおかNPO連絡協議会 会長	
佐々木 祐	盛岡市保健福祉部地域福祉課 課長	

3. 第3期地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 盛岡市社会福祉協議会第3期地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定にあたり、必要な事項を調査・検討するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査・検討し、その結果を盛岡市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に報告する。

- (1) 盛岡市における地域福祉の現状、課題の整理及び分析
- (2) 前号に基づく活動計画の策定
- (3) その他活動計画策定に必要な事項

(委員構成)

第3条 委員会は、15名以内をもって構成し、委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 盛岡市社会福祉協議会理事
- (2) 盛岡市社会福祉協議会評議員
- (3) 盛岡市地区福祉推進会会長連絡会
- (4) 盛岡市町内会連合会
- (5) 盛岡市子ども会育成会連絡協議会
- (6) 盛岡市自立支援協議会
- (7) 盛岡市ボランティア連絡協議会
- (8) 盛岡市民生児童委員連絡協議会
- (9) 盛岡市老人クラブ連合会
- (10) もりおかNPO連絡協議会
- (11) 盛岡地区地域包括・在宅介護支援センター協議会
- (12) 盛岡市保健福祉部地域福祉課
- (13) 学識経験者

2 委員会には、会長が必要に応じオブザーバーを若干名委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、盛岡市社会福祉協議会地域福祉課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

4. 第3期地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 盛岡市社会福祉協議会第3期地域福祉活動計画策定のため、盛岡市社会福祉協議会第3期地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画策定に係る調査、研究
- (2) 計画原案作成及び調整
- (3) 計画評価に関する作業
- (4) その他地域福祉推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、次に掲げる課等の職員をもって組織する。

- (1) 地域福祉課
- (2) 生活支援課
- (3) 在宅福祉課
- (4) 総務課
- (5) 玉山支所
- (6) 地域包括支援センター（西口、みたけ・北厨川）
- (7) 盛岡市保健福祉部地域福祉課

2 プロジェクトチームは、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(リーダー等)

第5条 プロジェクトチームのリーダーは、地域福祉課長または地域福祉課長が指名した者とし、サブリーダーは、リーダーが指名する。

2 リーダーは、プロジェクトチームを代表し、サブリーダーはリーダーを補佐する。

(庶務)

第6条 プロジェクトチームの庶務は、地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

5. 第3期地域福祉活動計画（案）パブリックコメント実施要領

1. 募集の趣旨

盛岡市社会福祉協議会第3期地域福祉活動計画の作成にあたり、広くその原案を公表し、市民からの意見を反映させることを目的にパブリックコメントを実施する。

2. パブリックコメントの対象

盛岡市社会福祉協議会第3期地域福祉活動計画（案）

3. 周知方法

- (1)福祉もりおかへの掲載
- (2)盛岡市社会福祉協議会ホームページへの掲載

4. 計画の閲覧方法

(1)閲覧期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月2日（月）まで

(2)資料設置場所

- ①盛岡市総合福祉センター1階事務室窓口
- ②盛岡市玉山総合福祉センター1階事務室窓口
- ③盛岡市社会福祉協議会ホームページ

5. 意見提出期限

令和8年2月2日（月）まで

※郵送の場合は消印有効とする。

6. 意見の提出資格

- (1)市内に住所を有する者
- (2)市内に事務所または事業所を有する者
- (3)市内の事務所または事業所に勤務する者
- (4)市内の学校に在学する者

7. 意見の提出方法

意見については、任意様式で氏名、住所、電話番号、意見の提出資格の別を記入の上、次の方法により提出するものとする。

(1)持参する場合

盛岡市社会福祉協議会（盛岡市総合福祉センター1階事務室窓口（盛岡市若園町2番2号）、または盛岡市社会福祉協議会玉山支所（盛岡市玉山総合福祉センター1階事務室窓口（盛岡市渋民字泉田360））

(2)郵送する場合

〒020-0886 盛岡市若園町2番2号 盛岡市社会福祉協議会 地域福祉課 宛

(3)ファックスで送信する場合

FAX：019-622-4999 盛岡市社会福祉協議会 地域福祉課 宛

(4)電子メールで送信する場合

E-mail：tiiki@morioka-shakyo.or.jp 盛岡市社会福祉協議会 地域福祉課 宛

8. 意見の取り扱い

(1)提出された意見は、「盛岡市社会福祉協議会第3期地域福祉活動計画」策定の参考とする。

なお、提出された意見については、個人情報を除き、意見の概要または意見の全てを公開する可能性があるほか、同様の意見を集約する場合がある。公開は「4の(2)」に掲げた場所等でおこなう。

(2)提出された意見に対して、個別の回答はしない。

9. 事務担当

盛岡市社会福祉協議会 地域福祉課

電話番号：019-656-9270

6. 用語解説

(* 1) 地区福祉懇談会

地域の福祉課題や今後地域で取り組むべき活動などについて話し合いながら、住民相互の助け合い活動を推進するため、市内 32 地区福祉推進会^{(*)2}単位で開催しているもの。

(* 2) 地区福祉推進会

地区の特性に応じた福祉活動の活発化及び福祉事業の充実発展のため、市内 32 地区において組織されている団体。団体の要件には、町内会等の住民組織で構成されていること。地域福祉の増進に資する事業をおこなう等がある。

(* 3) シルバーメイト事業

ひとり暮らし高齢者等を対象とした、電気の点灯確認やあいさつ等日常生活の中でおこなう住民主体の見守り活動。見守られる本人の同意が必要。地区福祉推進会^{(*)2}が実施主体。

(* 4) 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を見守る応援者が「認知症サポーター」です。友人や家族に学んだ知識を伝えることや認知症の人と家族の気持ちを理解しようと努める活動をおこなう。

(* 5) 地域支え合いマップ

地域の中でどのような要支援者（支援が必要な方）がどこに住んでいるかを地図上に表示したもので、要支援者の生活支援や災害時の避難支援などの話し合いに活用する。

(* 6) ふれあいサロン

身近なところを拠点として、高齢者の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じこもり防止、また子育て世代などの交流を目的に、茶話会やレクリエーション、小物づくりなどの活動を定期的に開催し、仲間づくりをおこなう活動。

(* 7) 福祉体験学習

障がいのある状態を疑似体験し、障がいのある方の身体状況や気持ちを理解する気づきを目的とした取り組み。

(* 8) 生活福祉資金

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。相談窓口は盛岡市社協。

(* 9) 助け合い資金

盛岡市社協が独自におこなう小口貸付。生活保護申請中の世帯が最初の保護費が支給されるまでのつなぎ資金としての貸付以外は民生児童委員の意見書が必要。

(*10) 地域福祉コーディネーター

コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）ともいう。コミュニティ・ソーシャルワーク^(*24)実践をおこなう専門職

(*11) 重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を3つの柱として一体的に実施するもの。社会福祉法に定める事業は次のとおり。

- ①包括的相談支援事業
- ②参加支援事業
- ③地域づくり事業
- ④アウトリーチ^(*23)等を通じた継続的支援事業
- ⑤多機関協働事業
- ⑥支援プランの作成

(*12) ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることのこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもある。

(*13) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、都道府県・指定都市社会福祉協議会が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等をおこなう事業。相談窓口は盛岡市社協。

(*14) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人にとって、不動産や預貯金などの財産の管理や、介護サービス利用や施設入所などに関する契約、遺産分割協議など、自分でこれらのことをするのが難しい場合があり、このような判断能力が不十分な方を支援する制度。大きく分けて法定後見制度と任意後見制度の2つがある。なお、法定後見制度は「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっている。

(*15) 重層的支援アドバイザー

重層的支援体制整備事業^(*11)において設置される多機関・多分野の専門職。個別支援や地域課題解決に向け、「課題の分析・助言」、「社会資源の創出に向けた検討」、「ネットワークの構築」、「重層的支援体制整備事業^(*11)全体の評価」等を役割としている。

(*16) **生活支援コーディネーター**

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす役割を持っている。

(*17) **地域包括支援センター**

高齢者の総合相談窓口。介護予防支援事業、総合相談支援事業、高齢者虐待防止・権利擁護事業、包括的継続的支援事業の4つの事業を一体的に実施する。盛岡市内に11箇所設置されている。

(*18) **そっと見守り**

本人の同意なしにおこなう住民主体の見守り活動（シルバーメイト事業^(*3)参照）

(*19) **ふれあいサポートバンク事業**

日常生活を営むことが困難な高齢者や障がいのある方などを対象に、他の制度では対応出来ない「生活支援サービス」を、地域の方の協力のもとに実施する。

(*20) **生活支援体制整備事業**

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加するなか、高齢者をはじめとするすべての人が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、多様な生活支援や介護予防、社会参加の必要性が増しており、これらのニーズを踏まえて、民間企業やNPO、ボランティアや地域住民をはじめとした多様な主体が連携しながら、地域における支援の担い手やサービスの開発をおこない、高齢者等の社会参加および生活支援・介護予防の充実を推進することを目的として、市内全域（第1層）及び各地域包括支援センター^(*17)圏域（第2層）に生活支援コーディネーター^(*16)の配置や協議体の設置をおこなう事業。

(*21) **まるごと推進会議**

個別ケース会議の開催と、重層的支援体制整備事業^(*11)の実施状況の評価や各事業の取組内容・状況・課題等の共有と社会資源の創出をおこなうための会議の総称。

(*22) **まるごとよりそいネットワークもりおか**

どこに相談したら良いかわからない困りごとや悩みごとの相談を受け付けている。盛岡市社協が中心となり、様々な分野の専門家と連携し、解決に向けた支援をおこなう。

(*23) **アウトリーチ**

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報の提供や支援をおこなうこと。

(*24) **コミュニティ・ソーシャルワーク**

ひとりの生活を課題解決するために、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援（ケースワーク）だけでなく、それらの人々が暮らす生活環境の

整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する活動。

(*25) Book and Bookenergy in Morioka(ブックアンドブックエナジーインモリオカ)

重層的支援体制整備事業^(*11)における取り組み。年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが参加し、社会とつながることのできる「居場所」と「中間的就労」の場として、株盛岡書房の協力のもと令和2年度から実施している。

※中間的就労…何らかの事情によりすぐには一般就労が難しい方が、就労準備の一環として、自立や社会参加を促進するための取り組み。

(*26) “住まいる” プロジェクト

認知症や障がい等により家庭ゴミが捨てられない状況となっている住居荒廃世帯に対し、ゴミの片付けと併せ、その世帯が抱える潜在的な課題の解決に対応することで、安心して自宅で生活を続けていくことが出来るよう、住まいの再生と地域支援活動などにつなぐ仕組みづくりと支援をおこなうこと。

(*27) ダブルケア

子育てと親や親族の介護など複数のケアが同時期に発生する状態のこと。

(*28) 8050(ハチマルゴーマル)問題

高齢の80代の親が50代の子どもの生活を経済的・精神的に支えることで、親子ともに困窮し孤立していく状態のこと。

盛岡市社会福祉協議会

第3期地域福祉活動計画

(令和8年3月策定)

〒020-0886 盛岡市若園町2番2号

TEL 019-651-1000